

爬虫類飼養管理ワーキンググループ(第2回)・2023年2月9日

動物取扱業における爬虫類の取扱いについて



PEACE

命の搾取ではなく尊厳を

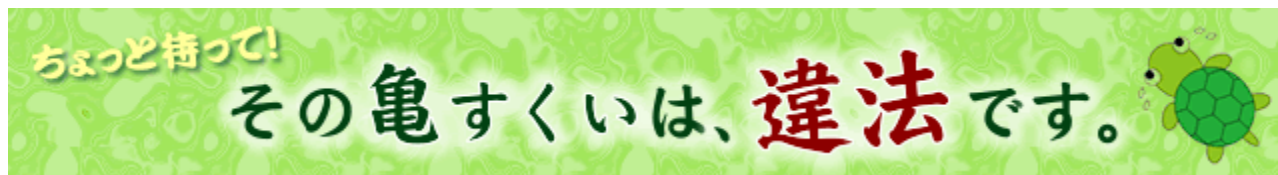
代表 東さちこ



法令は適正に運用されてきたか

- 2016年、縁日のお祭りの「亀すくい」がなぜかまだ行われていた

⇒ 第一種動物取扱業の規制を守ると実質的に実施困難であることを周知



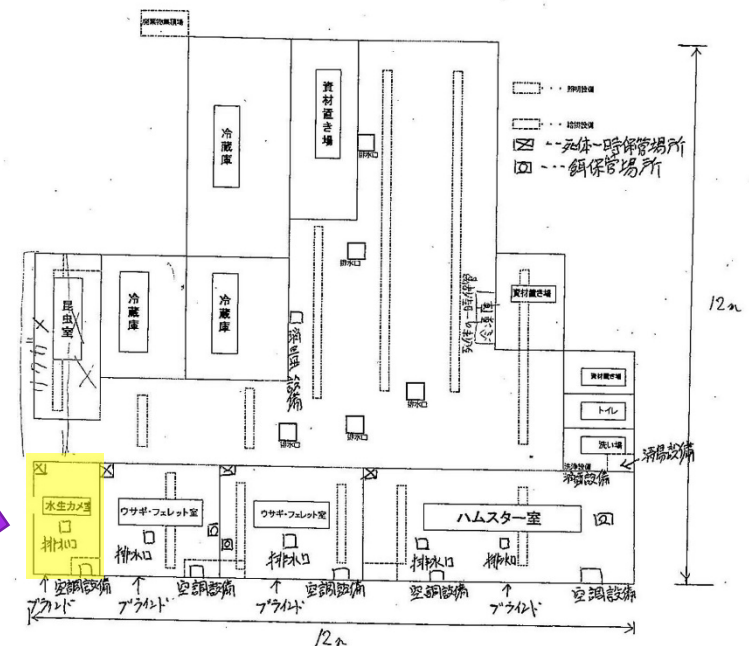
- ペット卸問屋の飼養施設の一室にミドリガメ10万匹飼育で業登録

自治体

「出された書類に書いてある通りで受けつけることしかできない」

このスペースで10万匹を飼育？

審査なし = 基準なし



2019年動物愛護法改正

- NPO法人動物実験の廃止を求める会（JAVA）、
NPO法人アニマルライツセンター（ARC）と共同で法改正を求める活動

改正法第21条により動物取扱業の基準を細かくすることが決まった



**遵守基準は一本化され「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が
取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」に**



現在の懸念：犬猫⇒爬虫類⇒犬猫以外の哺乳類と順に検討しているが、
追加していくだけでは、省令の全ての動物にかかっている部分や
犬猫だけになっている部分の改正が行われなままになるのでは？

⇒犬猫だけではない部分を「動物」に変えるなど、全体の見直しを。

爬虫類展示即売会の増加

対面販売義務化（通販禁止）によるイベント増加

- 2019年改正で事業所での販売が義務付けられ、1日のイベントも要登録になったが、登録は主催者だけが行っている。（適法さに疑問）
- 販売時に動物ごとに表示しなければならない項目（品種等名称、成長時の大きさ、雌雄、生年月日、生産地など）が表示されていないブースがあっても改善されない。

体がまっすぐになれないような小さな食品パックに入れられて売られている



体のサイズと同じくらいのサイズの容器に入れられ販売されるカメたち

現在の基準にも
反しているのでは？

⇒強制力をもって変えられない

小さな空気穴があるだけの食品容器に
詰め込まれる



小さなプラケ内で
向きを変えようと
して動けなくなっ
ていたカメ



特に成長したカメは身動きできない大きさの容器に
入れられてしまう



簡易な移動展示の増加

- ヘビに最低限、体長と同じ長さの飼育設備が必要という最近の報告を基準に反映してほしい。
- 本来の生息地の環境を再現するという考え方を盛り込んだ上で、温・湿度管理、器具の要件等の追加が必要。

体に対して狭すぎるだけでなく、水中で過ごすイエローアナコンダに水がないまま2週間の移動動物園会場で展示。客の首にかけさせたりしていた。



強く信じられている「神話」

英国の獣医学会誌（BVA）に掲載された論文「行動基準を用いた爬虫類の福祉評価法」より

C. Warwick et al. "Assessing reptile welfare using behavioural criteria"

✕ 爬虫類が狭い空間で安全だと感じる・狭くて平気

「爬虫類生物は狭い空間で『安全だと感じる』、生来『じっと動かず』広い空間は必要ではないと一般的に誤解されている。このような考えは爬虫類を『檻の中で飼育可能なペット』として販売している業者にとっての都合の良い解釈であり、科学的根拠も倫理的正当性もない。他の動物と同様に爬虫類も自発的に動くことができる空間を必要とする。動物は必要なとき自発的に『隠れ場所』を探す。閉ざされた空間を強いることは罠にかけるのと生物学的に見て同じことである。」

⇒**シェルターは必要だが、動けるスペースも必要**

✕ 透明の水槽や容器を用意すれば良い

「本来持っている心理的構造と適応への制約により透明な囲いを認識することができない。」

✕ 蛇はとぐろを巻いた状態の3倍ほどのスペースがあれば良い

「ヘビは自分の体の長さより短い幅の檻の中では真っ直ぐに伸びる姿勢をとることができない。直線姿勢は腸の不快感を取るために必要な姿勢である。」

爬虫類の感情や感覚についてのレビュー論文「Given the Cold Shoulder: A Review of the Scientific Literature for Evidence of Reptile Sentience」H. Lambert, *Animals* 2019, 9(10)

- 爬虫類に痛み、ストレス、恐怖、不安を感じる能力があることは科学研究で受け入れられている。
- ペット取引において潜在的な苦痛や高い死亡率が一般的であることは飼育者には知られていない。
- 爬虫類に対する飼育者の長年の認識が判断を曇らせている。

イギリス

- ・ 環境・食糧・農村地域省 (DEFRA):

「動物のペット販売許可: 地方自治体向け法定ガイダンス」

Selling animals as pets licensing: statutory guidance for local authorities (2023年月17日更新)

※2018年動物福祉規則のもとで認可される活動ごとに策定されたガイダンス。

※パートKが爬虫類と両生類。最小スペース要件などの数値規定あり。

⇒参考になるのではないか

2022年 ドンカスター競馬場で開催されていたイギリス最大の 爬虫類市場が廃止された

- ・ もともと、市場や売店でのペット動物の取引は1951年ペット動物法第2条により禁止。

理由: 一時的で間に合わせの環境では動物福祉を確保できない

- ・ ビジネスでの開催はできないため、あくまで非営利・小規模ホビーとのスタンスで行われてきた。

ドイツ

連邦食糧農業省：

・「爬虫類飼育の最低条件に関する専門家グループの報告書」

Gutachten der Sachverständigengruppe über die Mindestanforderungen an die Haltung von Reptilien
(1997年1月10日)

※種ごとの生息地の環境、スペース推奨値、温度、配慮事項の一覧つき。種は多すぎる？

※HAMMショー（即売会）の参加規則もこれを参照としている。

（ただし、サイズ要件は狭くしてある）

2020年 連邦環境省：国内ペット市場における爬虫類、両生類、小型哺乳類の需要削減を求める研究結果を公表

「研究結果に基づき、連邦環境省は、インターネット取引きに対する管理の強化、ラベル付けをおこなうための要件の導入、販売時における種の保護に関連する情報開示の義務付けといった、外来種のペット需要を削減するための対策について検討するとしている。」

出典：<https://www.eic.or.jp/news/?act=view&oversea=1&serial=43743>

飼育設備最小スペース要件案

爬虫類にあっては、それぞれ次のとおりを最小とし、できる限り広い空間を備えるものとする。ただし樹上性種は陸上性種に比べ高さが必要なため、次に定める飼養設備の縦の長さまで飼養設備の高さを上げ、飼養設備の長さは三分の一程度にすることができるものとする。複数で飼育する場合には、一頭あたり面積の二割以上を追加するものとし、必ず動物が重なり合わずに飼育できる設備を用いるものとする。全ての飼養設備は、種に適した避難場所（巣、物陰、止まり木等）を有するものとする。

	一頭当たりの飼養設備の規模	参考
ヘビ類	縦：全長以上、横：頭胴長（吻端から総排出腔までの長さ）以上	ドイツ専門家意見、論文※1
トカゲ類	縦：頭胴長の四倍以上、横：頭胴長の二・五倍以上	イギリス法令ガイダンス
ミズガメ、スッポン類	縦：直甲長の五倍以上、横：直甲長の三倍以上 水深：甲高の五倍以上 ただし、水深を必要としない種にあっては、この限りではない。必要に応じた陸地を設けるものとする	イギリス法令ガイダンス※2
リクガメ類	縦：直甲長の五倍以上、横：直甲長の五倍以上	イギリス法令ガイダンス※2
ワニ類	陸地の縦：頭胴長の二倍以上、横：頭胴長の一・五倍以上 池の縦：頭胴長の二・五倍以上、横：二倍以上 壁面高さは逸走できない高さとし、池の水深は頭胴長の三分の一以上とする	イギリス法令ガイダンス

※1 C, Warwick et al. “Spatial Considerations for Captive Snakes”, Journal of Veterinary Behavior, 2019, Vol. 30

※2 イギリスのガイダンスでは最低限縦90センチ必要となっている。

不適切な飼育や触れ合いをさせないで

- 触れ合い優先で水生ガメに必要な水位がない。

基準案

- 運動スペースは、陸生又は水生もしくは半水生であることに配慮がなされており（中略）動物の活動時間内は常時利用に供させなければならない。

- リクガメに子どもを乗せることがある。

韓国：「動物園および水族館の管理に関する法律」

改正され、動物園・水族館の所有する動物に人間を乗せるサービスは禁止に。
野生種のアニマルカフェも禁止。



人員数規定も犬猫に準じる形で

室内型動物展示施設。子どもたちが触って去った後にカメが裏返ったまま

⇒常時見ているスタッフがいない

不衛生なショップが存在するなどの問題も犬猫と同様に存在する。

基準案

- 原則として顧客等に動物を接触させないこと。特に、野生種の動物及び産業動物を顧客と接触させることがないようにすること。やむを得ず顧客等が動物に接触する場合には（中略）顧客と一対一の対応ができる従業員数を確保すること。
- 犬猫以外の動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数は、八時間労働を標準とし、一頭当たりの飼養管理に要する平均的な作業時間を想定し、一人当たりが管理できる頭数を算出した上で、動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数の上限を割り出し、飼育頭数を見合ったものとする。上限の飼育頭数は、犬猫の規定を指標とする。



拘束展示の禁止

室内型展示施設で身体拘束される爬虫類 ▶

環境省：

「展示動物の飼養及び保管に関する基準の解説」

- 自由に動くことが出来ないよう拘束等をして展示は行ってはいけません。

オーストラリア・ビクトリア州：

「動物福祉行動規範-爬虫類の私的飼育」

Code of Practice for the Welfare of Animals – Private Keeping of Reptiles

- リーシュやテザーを使用して爬虫類を制限したり拘束したりしてはならない。

基準案

- 本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、**拘束**、着衣等をして展示しないこと。



触ることを必要最小限に

- ・ 犬猫基準では馴化が必要となっているが、爬虫類ではストレスとなりうる。

比較的人に馴れるフトアゴヒゲトカゲでもハンドリングによって不安が上昇。

V. R. Stockley et al. “How to Handle Your Dragon: Does Handling Duration Affect the Behaviour of Bearded Dragons (*Pogona Vitticeps*)?” *Animals* 2020, 10(11), 2116

イギリス：「動物のペット販売許可：地方自治体向け法定ガイダンス」

- ・ その動物にとって最善の利益であることを証明できる場合（例：健康診断のためにその動物を慣らす場合）を除き、ハンドリングは常に最小限にとどめなければならない。有益で積極的な接触は、種によって異なり、給餌や訓練を含むことができる。

基準案

- ・ ただし、過度な接触が望ましくない動物については、その動物にとって利益である範囲（治療のための馴致等）を除き、常にハンドリングを最低限にとどめなければならない。



輸送と導入時の検疫

基準案

(輸送に追加)

- 不必要な輸送が生じないようにすること。
- 輸送ルートの下調べをし、事前に輸送計画を立てること。
- 移動の直前に当該動物の健康状態を確認し、異常を認められる場合は輸送を行わないこと。

基準案

(検疫)

- 現在の省令に検疫の概念がない。
- 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視及び導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、導入までの間、検疫のための専用区域・設備等で飼養することにより他の動物と接触させないようにすること。必要に応じ、獣医師による健康診断、感染症検査等を行うこと。



不適切な混合飼育による共食い

室内型展示施設の例。ボアコンストリクター、アミメニシキヘビ、ビルマニシキヘビ、パプアンパイソンの混合飼育により、パプアンがボアコンを捕食。パプアンにマイクロチップリーダーをかざすとボアコンの番号が読み取れた。

基準案

- 捕食動物とその被食動物を組み合わせ、もしくは隣接して飼育することは避けること。
- 群れ等を形成しない動物、もしくは闘争や共食いの可能性があり単独飼育が望ましい動物に対しては、その配慮をすること。
- 動物の組み合わせに関しては、繁殖期における行動の変化や、体の大きさなどの個体差にも配慮をすること。

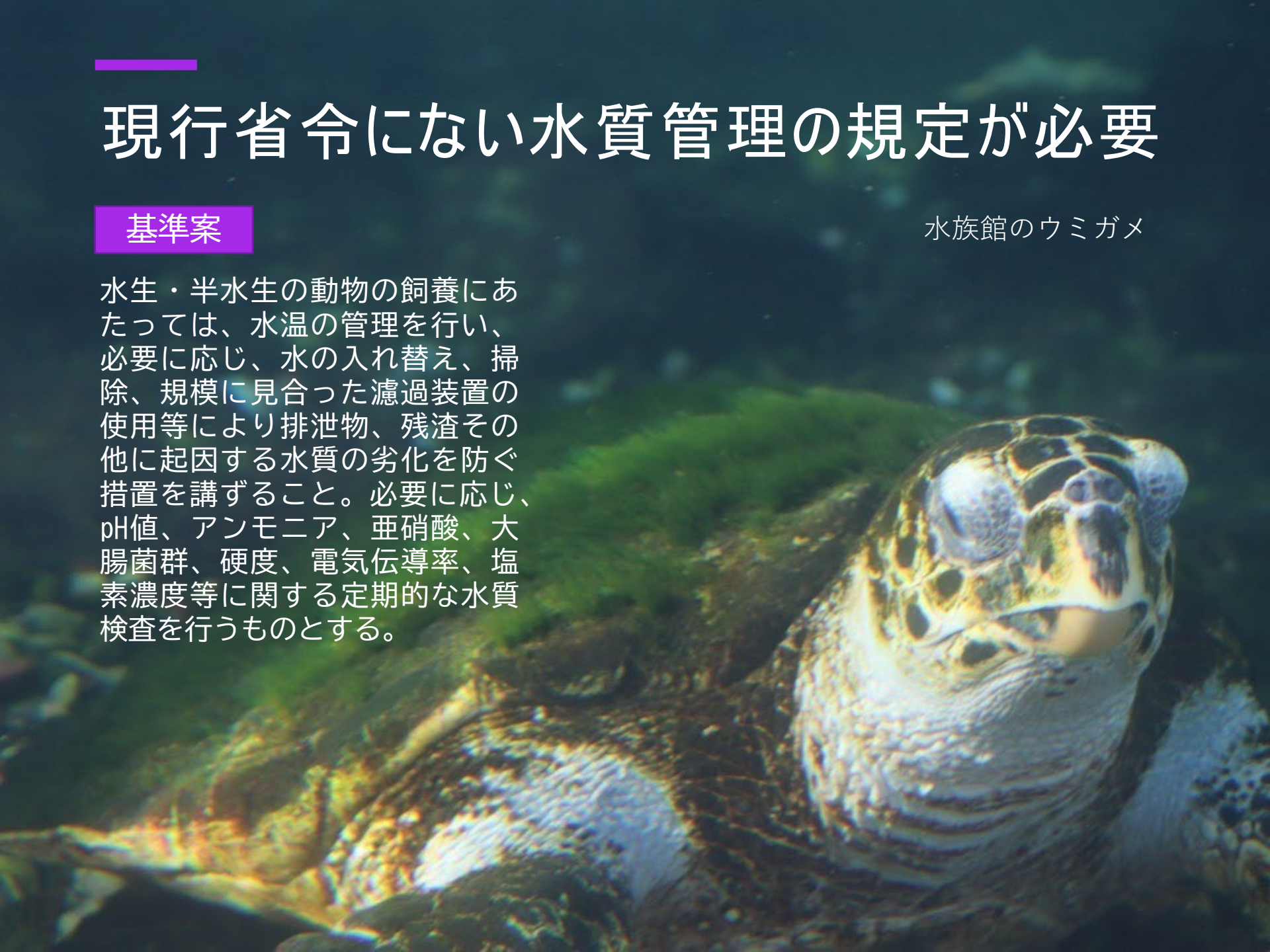


現行省令にない水質管理の規定が必要

基準案

水族館のウミガメ

水生・半水生の動物の飼養にあたっては、水温の管理を行い、必要に応じ、水の入れ替え、掃除、規模に見合った濾過装置の使用等により排泄物、残渣その他に起因する水質の劣化を防ぐ措置を講ずること。必要に応じ、pH値、アンモニア、亜硝酸、大腸菌群、硬度、電気伝導率、塩素濃度等に関する定期的な水質検査を行うものとする。



遺伝的に推奨されない繁殖

例 ドイツ HAMMショーの参加規則で出品が禁止されているもの

- ・ レモンフロスト ヒョウモントカゲモドキ（皮膚腫瘍形成）
- ・ エニグマ ヒョウモントカゲモドキ（エニグマ症候群；神経障害）
- ・ スパイダー ボールパイソン（ふらつき、前庭系の異常）
- ・ シルクバック フトアゴヒゲトカゲ
（皮膚の構造的保護の欠如、高い水分蒸発率）
- ・ 昼行性のアルビノのトカゲとカメ（メラニン欠乏が引き起こす光過敏性）

 犬・猫でも省令内に例示はないが、爬虫類等を指導できるようにする必要性

その他

- 動物の行動や状態から改善指導が行えるようにする。

傷や眼鼻の分泌物、通常の摂食かどうか、興味・注意力、同居の仲間からの攻撃の有無、身体的損傷などが尺度として示されている。

A. L. Whittaker et al. “Identification of Animal-Based Welfare Indicators in Captive Reptiles: A Delphi Consultation Survey” *Animals* 2021, 11(7), 2010

- より細かく種を選定して個別基準を作る場合は、希少種、特に密輸を誘発するような種を含めることは避けるべき。（飼育を誘発しないように）
- 販売時に伝える内容として、学名、CITESやIUCNレッドリストのステータス、捕獲の場合には捕獲者、「生産地」は犬猫と同様「生産者」に。

密猟・違法取引等の問題

- 違法取引の摘発は氷山の一角。思っている以上に横行していると考えたほうがよい。

⇒安易な購入に繋がらない規制の構築の必要性



▲2021年 日本の爬虫類販売業者がアメリカで逮捕された時の写真。
アメリカ合衆国司法省発行 “Environmental Crimes Monthly Bulletin”(March 2022)表紙より